

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問主意書

提出者 上村英明

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問主意書

政府は、戦後八十年に当たり、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金の支給措置を規定する法律案を閣議決定した。

現在の納税者の大半は戦争を知らない世代であるが、今般の措置の社会的な意義について広く国民の理解が得られるように、以下質問する。

一 「戦没者」の定義について、いつからいつまでの戦争で亡くなられた方々を指すのか、亡くなられた方々の範囲には民間人や子どもも含まれるのか、「戦没者」を規定した法律は何か、それぞれ明らかにされたい。

二 これまで支給されてきた戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の総額と受給者の総数をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

三 今回の法改正による支給で想定される受給者の総数と予算額をそれぞれ明らかにされたい。

四 これまで旧軍人・軍属への恩給などの支給は総務省が所管し、戦没者遺族への特別弔慰金支給は厚生労働省が所管してきたが、制度が錯綜していて一般的には大変分かりにくいと考える。

1 両制度を区別して所管する理由は何か。

2 両制度について、戦後八十年を機に、戦争を知らない若い世代の納税者にも分かりやすい制度に統合して改めることが必要だと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。